

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

固定資産税は土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税され、事業（農業・営業・不動産）を行っている方は、その年の1月1日現在に所有する償却資産を申告することとなっています。（地方税法第383条第1項）

償却資産とは？

会社や工場、商店などの経営や、農業を営んでいる個人や法人が事業のために用いる下記①～④の資産のうち、その減価償却費（額）が法人税法または所得税法の計算上、必要な経費に算入されるもの（減価償却費として計上するもの）をいいます。ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

資産の種類	主な償却資産の例
① 構築物	外構工事（門、フェンス、駐車場など）、パイプハウス など
② 機械および装置	太陽光発電設備、加工・製造機械、コンバイン、トラクター など
③ 車両および運搬具	自転車、構内運搬車、フォークリフト、大型特殊自動車 など
④ 工具・器具および備品	エアコン（ビルドインを除く）、ゴミ置場、パソコン等OA機器 など

- 12月中旬頃、資産の申告が必要な事業所または事業（農業・営業・不動産）所得者に申告書を送付します。新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方はご連絡ください。
- 該当する資産が無い場合や、所有する資産に変更がない場合も申告書の提出をお願いします。
- 電子申告については（一社）地方税電子化協議会のホームページ <http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

太陽光発電設備について

太陽光発電設備は、事業者は発電量にかかわらず全てが申告対象となります。また、個人でも売電方法や発電量により事業とみなされる場合は申告が必要です。



申告書提出期限について

町内で事業を行っている個人、または法人の皆様は平成30年1月1日現在の状況を償却資産申告書に記入し、下記期限までに財務課 資産税係へご提出をお願いします。

平成30年度 申告書提出期限：平成30年1月31日(水)

町営住宅入居者募集

問 総務課 管財係 ☎62-9325

◆住宅の概要(募集戸数：1戸)

住宅名	構造等	規格	家賃	所在地等
立沢公営住宅 3号	簡易平屋建 昭和54年度建築	3DKY	11,800円～ 23,200円	富士見町立沢5411-1 本郷小学校より北へ約1.0km

D…ダイニング K…台所 Y…浴室（浴室給湯・浴槽付）

- 【募集期間】 12月1日(金)～12月14日(木)
【申込方法】 総務課管財係に備え付け、または町ホームページ内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。
【選考方法】 公開抽選 【抽選日時】 12月15日(金) 午前10時～
【会場】 役場3階 図書室 【入居日】 原則として入居決定後10日以内
【入居資格】 次の①～⑥の資格を全て満たす方
① 地方税を滞納していない方
② 現に同居し、または同居しようとする親族があること
③ 公営住宅法による月収が規定の額以下の方
・一般世帯 - 158,000円以下 ・高齢者身体障害者世帯等 - 214,000円以下
④ 現に住宅に困窮していることが明らかな方（他の公営住宅入居者や持ち家がある方は不可）
⑤ 町内に住所または勤務先を有する方 ⑥ 入居者および同居者が暴力団員ではないこと

